

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2021 年度 事業計画

2020 年 12 月

I. はじめに

現在、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称「持続可能な開発目標 SDGs」）を基盤とし、官民が協力、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で5歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②全ての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の3つの優先課題として掲げている。このセーブ・ザ・チルドレンの戦略は2016年から実施されており、これに基づいてセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては2019-21中期戦略を下記のようにとりまとめ、取り組んでいる。

2019-21 中期戦略目標

私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の4つを成長と捉え、実現していく

この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

2020年に世界的流行となった新型コロナウイルス感染症は、各国の社会・経済に大きな打撃をもたらしており、特に脆弱な立場に置かれた子どもたちは、さらなる貧困に陥る、教育機会を奪われる、十分な保健サービスを受けられなくなるというリスクに直面している。

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界各国で、新型コロナウイルス感染症の影響から子どもたちを守る行動枠組「PROTECT A GENERATION～この世代の子どもたちを守るために」の5つの分野—1) 感染拡大抑制、2) 教育と学び、3) 家計支援、4) 子どもの安全確保と保護、5) 国際的な資金拠出—のもと活動を進めており、2021年も各国政府そして国際社会の協調と協力を呼びかけ、多様なステークホルダーと連携しながら、活動を継続する。

日本国内においても、新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響は、子どもの学びや成長にも大きな影を落としている。特に、経済的困難を含めた社会的脆弱性の高い家庭の子どもたちへの負の影響は大きい。また、一斉休校や外出の自粛などで、家庭内の子ども虐待が増えているなどの課題も指摘

されている。セーブ・ザ・チルドレンでは、2020 年度第 2 四半期より、上記の新たな社会課題の解決を目的とし、事業計画の修正を行い、本 2021 年度事業計画についても、同様に策定を行った。

生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指すセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは組織一丸となって、また、様々な団体・個人と協力し、同条約の意義と子どもの権利実現の大切さを伝えるための活動を強化していく。

II. 2021 年活動計画概要

2021 年度事業計画は、前述の 2019-21 年中期戦略に基づいて策定された中期戦略目標の実現のために、以下の事業を実施する。

A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を推進する。

2021 年に特に注力をする事業・アドボカシーの分野は以下の通り。また、事業、アドボカシー活動においては、チャイルドライツプログラミング(CRP)を通じ計画策定・実施・モニタリングを行う。

i. 海外事業

海外事業は、これまで、子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の分野に加え、緊急人道支援事業を実施してきており、2021 年もアジア、中東、アフリカ地域においてこれらの分野の事業を継続する。

アジア地域：

ベトナム、ミャンマー、ラオスの 3 か国において 2017 年より実施している法人寄付による母子保健事業が、2020 年末から 2021 年上半期にかけて完了するにあたり、生み出された成果が現地パートナー機関によって着実に定着・継続されることを目指す。ベトナムでは、世界銀行・日本社会開発基金の支援による少数民族の子どものための栄養改善事業が、2021 年末に完了するため、同事業からの学びとエビデンスを抽出し、事業終了後もセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとして同国における子どもの栄養改善に貢献するための体制を整える。加えて、ベトナムでは、2020 年秋に中部で発生した洪水被害への緊急支援事業を実施する。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが直接事務所を運営するモンゴルにおいては、世界銀行資金による農村部の青少年支援事業を実施するほか、日本政府資金によるインクルーシブ教育事業、子どもの保護のための行政能力強化事業を継続実施する。

さらに、ベトナムでは、洪水被害を受けた同国中部において、学校を中心とした防災と子どもの保護を組み合わせた「学校安全」事業の開始を目指す。南アジアでは、バングラデシュで避難生活を送るミャンマー避難民支援事業が 5 年目に入り、国際社会は持続的なホスト・コミュニティの支援強化を重視しているところ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、同地域の子どもの保護強化のための社会福祉行政の強化事業の開始を目指す。

中東地域：

2019 年に開始したシリア国内における子どもをさまざまな形態の暴力から守るための事業（子どもの保護事業）を継続して実施し、長期化したシリア危機や新型コロナウイルス感染症の感染拡大で最も脆弱な立場に置かれている子どもたちとその家族に対して、自身の回復力や暴力、虐待、ネグレクト、搾取などの問題に関する対応能力を高め、地域で子どもたちを守る仕組みを強化することを目指す。2020 年に新たに開始したシリア北西部での保健・栄養支援事業も、子どもを中心とする脆弱な状態にある地

域住民の保健・栄養サービスへのアクセス改善を目指し事業を継続する。また、隣国のレバノンでは2020年に北部で開始したシリア難民およびホスト・コミュニティの子どもを対象とした教育支援事業を継続して実施する。これに加え、2020年8月に発生したバイルート大爆発の被災者支援では、脆弱な立場に置かれている子どもやその家族が安心・安全な環境で生活し、暴力や虐待を受けたり、搾取されるなどのリスクや心理社会的負担が軽減されるよう支援を継続する。また、ヨルダンでは、保健省、教育省との連携のもと、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子どもやシリア難民に対する精神保健・心理社会的支援を実施する。紛争が続いているイエメンにおいても、2020年に新たに開始した教育事業を継続し、紛争や新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国内避難民やホスト・コミュニティの子どもたちの学習環境および教育へのアクセス改善を目指す。アフガニスタンにおいて2020年に開始した緊急保健・栄養サービス提供事業についても、事業を継続し子どもを中心とする脆弱な状態にある地域住民の保健・栄養サービスへのアクセスを改善することを目指す。

なお、上述したシリア、レバノン、イエメン、アフガニスタンにおける事業の後続事業については、公的資金予算の確保・獲得状況を受け、継続可否を検討することとする。

アフリカ地域：

アフリカでは、2020年まで5年にわたって実施してきたウガンダ西部における防災（災害リスク軽減）事業で構築したコミュニティとの関係を継続する形で、同じ地域で2020年に開始された生計向上と子どもと母親の栄養改善を目指す事業を継続する。また、2016年以降ウガンダ北西部で実施してきた南スーダン難民の子どもの保護事業は、地域に根差した子どもの保護体制の強化が進み、事業完了後も継続的に子どもたちが暴力や搾取から守られる体制が作られてきていることから、2021年中の完了を目指すとともに、より中長期的な地域開発支援への移行を目指していく。2019年から南西部にて実施しているコンゴ民主共和国からの難民のための子どもの保護事業は、2021年も継続して実施するほか、後続事業については公的資金予算の確保・獲得状を受けて継続可否を検討する。

なお、近年、シリア危機を筆頭に、世界各地で紛争が長期化、複雑化する傾向があり、それに伴い難民の発生や人の移動が劇的に増えている。また、2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、人道支援のニーズはかつてないほどに高まり、かつ複雑化している。これらの状況を受けて、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの海外事業も事業予算の半分以上が緊急人道支援にあてられている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、人道支援においてなかなか優先的に資金が配分されない子どもの保護分野の活動を実施し、子どもの保護活動の質の向上に努めていくことを目指す。なお、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2018年より、アジア太平洋地域における緊急人道支援に従事するための人材育成プログラムを運営しており、2021年も同プログラムを継続実施し、主にアジア地域での同分野の人材開発に貢献していく。人材開発に於いては、上記に加え、人道支援関係者に対する「人道行動における子どもの保護の最低基準」(CPMS)の普及促進によって、日本国内の人道支援関係者の人材開発にも寄与していく。

ii. 国内事業

日本国内では、子ども虐待の予防、子どもの貧困問題解決、国内緊急の3事業を柱として以下の活動を行う。また、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症への緊急対応として、休眠預金を活用した助成事業を継続して実施する。

子どもの貧困問題解決：

新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響は、子どもの学びや成長にも大きな影を落としている。子どもの貧困問題対策はますます重要になっており、セーブ・ザ・チルドレンは、教育の無償化を目指した啓発活動や政策提言にさらに注力する。家計の負担軽減に役立つ制度の情報などをオンラインで積極的に発信するほか、2021年度は、子どもの貧困対策に関して子どもの意見を聴き、また子ども自身が声を発信する機会を確保することを、これまで以上に意識した活動を実施する。具体的には、2020年度に新型コロナウイルス緊急対応として実施した食支援や高校生給付金、2021年度春に実施する給付金プログラムでつながった子どもたちに聴き取りなどを行い、子どもら自身が求める施策・支援についてまとめ、提言活動へとつなげる。また、こうした調査結果や提言を活用し、支援関係者などを対象としたオンラインイベントや議員向けの院内集会などを実施する。

2016年から実施してきた、東北おける小中高生への給付金提供は、2021年度をもって終了とする。

子ども虐待の予防：

2020年は、体罰禁止を明示的に盛り込んだ虐待防止策強化のための改正法が施行された一方で、新型コロナウイルス感染症によって社会の不安やストレスが高まり、子ども虐待の増加も懸念された。同年1～6月の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、前年同時期より約10%増えたものの、緊急事態宣言が出された4月から増加率が鈍化していることが厚生労働省の調べで明らかになった。一斉休校や外出自粛などの措置によって、家庭内での虐待が顕在化しにくくなったと考えられている。

このような状況も踏まえ、2021年度は、日本社会における改正法の認知を高め、体罰等によらない子育てを社会に一層広めていくことが重要である。そのため、体罰等によらない子育てに対する意識・実態調査を実施し、政府がとるべき施策について明らかにし、子どもの権利が保障される必要性についての政府への働きかけや啓発活動を積極的に行う。また、2020年12月に公開した啓発ウェブサイト「おやこのミカタ」を広報展開し、体罰等によらない子育てへの理解を広げるための講座やイベントを実施する。

国内緊急対応：

頻発する集中豪雨や大型台風による大規模自然災害に迅速かつ効果的に対応するため、災害時に子どもや養育者を支援する可能性がある人々への能力強化を継続する。特に2021年は、外部組織と災害支援活動の協定を締結して「子どものセーフガーディング」「子どものための心理的応急処置」「こどもひろばと人道支援の原則」など各種研修を実施するなど、外部専門家等登録（ロスター）制度を整備する。さらに、子ども権利の視点に立った行政の緊急支援計画が整備されるよう政策提言を行うため、他の子ども支援専門NGOと協力・連携を積極的に進める。新型コロナウイルスの流行が2021年も続くことが予想されるため、大規模災害の発生時のスタッフの派遣方法、リモートによる支援活動や対策のありかたを明確にし、支援を行っていく。

休眠預金を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援：

2020年8月から開始した、休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として、「社会的脆弱性の高い子どもの支援強化事業」を継続する。本事業は、全国17団体への資金提供と各事業への伴走支援を通して、子どもの食の状況改善、学びの機会の格差是正、虐待リスクの軽減と保護を目指す。

iii. アドボカシー

セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略およびグローバル・アドボカシー戦略のプライオリティとして掲げられる「EVERY LAST CHILD」、100周年記念キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN～紛争下の子どもを守ろう」、さらに新型コロナウイルス感染症に対するセーブ・ザ・チルドレンの行動枠組「PROTECT A GENERATION～この世代の子どもたちを守るために」が重視する最も脆弱な立場に置かれた子どもたちへの支援にフォーカスし、セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内外のアドボカシーネットワークとの連携のもと、子どもの権利の実現が政策上優先され、より多くのリソースが配分されるようステークホルダーへの働きかけを行う。具体的には、以下の3つの領域において活動を行う。

子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築：

子どもの権利が尊重・推進され、政策上優先される社会基盤の構築のため、様々なセクターのステークホルダーと連携しながら、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国内外における実施へのアドボカシーと国内の普及・啓発、SDGsのターゲット16.2「子どもに対するあらゆる暴力の撤廃」に向けた「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国別行動計画の策定・実施をはじめとした国内外の政策強化、企業による子どもの権利の尊重・推進のための「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行う。

社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充：

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、基礎社会サービスへのアクセスと質の向上をはじめとする社会開発分野において、「東京栄養サミット2021」に向けた栄養不良の根絶のための援助政策・支援の強化、新型コロナウイルス感染症対策の国際協調枠組、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化、質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化、およびこれらの分野の援助効果や説明責任の向上への働きかけを行う。

STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）と Save Our Education（子どもたちの教育を守ろう）キャンペーンの展開：

紛争の影響を受けた子どもの保護と支援強化を目指すキャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」および新型コロナウイルス感染症下の教育を守る「Save Our Education」のメッセージを2020年に引き続き国内で発信し、また課題に関心を持つユースを中心に社会啓発を行い、その主体的な活動を後押しするとともに、日本政府に対して学校の軍事利用を禁止する「学校保護宣言」の支

持、人道危機に対する政策・支援の強化への働きかけを行う。

上記アドボカシー活動の国際的な重点機会としては、世界保健総会（5月）、第4回学校保護宣言国際会議（5月）、G7サミット（6月）、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）増資会合（6月）、国連ハイレベル政治フォーラム（7月）、国連総会（9月）、国連食料システム・サミット（9月）、IMF世界銀行総会（10月）、G20サミット（未定）、東京栄養サミット2021（12月）などがあり、日本からも働きかけを行っていく。

B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進する。

中期戦略目標に掲げられている、社会的影響力を増大し、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」を推進するために、セーブ・ザ・チルドレンとセーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知の向上を更に推進する。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で一気にインターネットを使った全国規模の講演会が普及したが、2021年度もその流れを積極的に取り込み、子どもおよびユースを含む多様な層を巻き込み、市民とともに活動を推進する。

C. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

- i** 支援者の多様化を推進し、効率的な組織運営により、財政基盤の安定・拡大をはかる。
 - 新型コロナウイルス感染症による経済への影響は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2021年度の財政に大きな影響を与えると考えており、その影響を最小限に抑えるために、支援者の多様化を進める。
 - ポストコロナも見据えた新しい働き方を積極的に進め、デジタルトランスフォーメーションを推進し、組織運営の効率化を図る。
 - 資金を中期的な成長に向けた分野に戦略的に投入し、資金活用の効果・効率を高めるために予実を精緻に管理する。
- ii** 子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO としてより強固な組織文化を構築する
 - 子どもの権利を推進する専門団体として、職員の専門性を高めるために、職員の能力強化を支援する。
 - 多様性、公平性、包摂性を高め、互いを尊重する組織文化を醸成する。
 - コンプライアンスをさらに強化する。
 - 組織インフラと情報セキュリティーを拡充する。

III. 2021 年度実施予定事業一覧

A. 海外事業

| 国名 | 事業名 | 支援事業分野 | 実施地域 | 財源 |
|--------------|---|---------------------|----------------------------|------------|
| 東南アジア地域 | | | | |
| ベトナム | ベトナム北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業 | 保健・栄養 | イエンバイ省、ソンラ省 | 世界銀行、企業、個人 |
| | 中部高原地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健システム強化事業 | 保健・栄養 | ダクラク省 | 企業、個人 |
| | ベトナム中北部における「学校安全」体制の強化を通じた子どもの成育環境改善事業（予定） | 防災（災害リスク軽減）・子どもの保護 | クアンビン省 | 外務省、個人 |
| | ベトナム中部における豪雨被災者支援事業（予定） | 緊急・人道支援（水・衛生、保護、教育） | クアンナム省、クアンガイ省、トゥア・ティエン・フエ省 | JPF、個人 |
| インドネシア | ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業 | 防災（災害リスク軽減） | ジャカルタ首都特別州 | 企業、個人 |
| タイ | 子どもの水の事故防止推進事業 | 防災（災害リスク軽減） | バンコク | 企業、個人 |
| ラオス | 北部山岳地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業 | 保健・栄養 | ルアンパバーン県 | 企業、個人 |
| 北東アジア・南アジア地域 | | | | |
| 中国 | 貴州省貴陽市における子どもの保護事業 | 子どもの保護 | 貴州省 | 企業、個人 |
| モンゴル | 誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業（第3年次） | 教育 | ウランバートル市ほか | 外務省、個人 |
| | モンゴルにおける義務教育期間を通じた切れ目のないインクルーシブ教育推進事業（第1年次）（予定） | 教育 | ウランバートル市ほか | 外務省、個人 |
| | モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業 | 子どもの保護 | ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県 | JICA、個人 |

| 国名 | 事業名 | 支援事業分野 | 実施地域 | 財源 |
|---------|---|---------------------------|------------------|---------|
| | モンゴル遠隔地の最も脆弱な青少年を対象とした起業・社会情動的スキル養成事業 | 子どもの貧困 | スフバートル県、ゴビスベル県など | 世界銀行、個人 |
| バングラデシュ | コックスバザール県におけるミャンマー避難民に対する包括的保健サービス提供事業 | 緊急・人道支援（保健・栄養） | チッタゴン管区 | JPF、個人 |
| | コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業（予定） | 子どもの保護 | チッタゴン管区 | 外務省、個人 |
| アフガニスタン | カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供事業 | 緊急・人道支援（保健・栄養） | カンダハル州 | JPF、個人 |
| 中近東地域 | | | | |
| レバノン | レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業 | 緊急・人道支援（教育） | トリポリ市、アッカール県 | JPF、個人 |
| | ベイルートにおける大規模爆発被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援事業 | 緊急・人道支援（保護・心理社会的支援、シェルター） | ベイルート市 | JPF、個人 |
| イエメン | イエメン・ハッジヤ県における国内避難民・ホスト・コミュニティの子どもたちに対する安全な学習環境整備支援事業 | 緊急・人道支援（教育、水・衛生） | ハッジヤ県 | JPF、個人 |
| シリア | シリアにおける子どもの保護事業（第2期） | 緊急・人道支援（子どもの保護） | 中南部 | JPF、個人 |
| | シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける緊急保健・栄養支援事業 | 緊急・人道支援（保健・栄養） | 北西部 | JPF、個人 |
| ヨルダン | ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援事業 | 子どもの保護 | 全土 | JICA、個人 |
| アフリカ地域 | | | | |

| 国名 | 事業名 | 支援事業分野 | 実施地域 | 財源 |
|------|--|-----------------|--------------------|--------|
| ウガンダ | ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業（第1・2年次） | 保健・栄養 | カセセ県 | 外務省、個人 |
| | ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護と発達環境改善事業（第7期） | 緊急・人道支援（子どもの保護） | マディ・オコロ県、アルア県 | JPF、個人 |
| | ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護および青少年の能力強化支援事業（第2・3期）（第3期は予定） | 緊急・人道支援（子どもの保護） | カムウエンゲ県、キソロ県、カマンガ県 | JPF、個人 |

B. 国内事業

| 支援事業分野、事業名 | 財源 |
|---|-------|
| 子ども虐待の予防 | |
| 体罰等に関する意識・行動調査（全国規模）の実施 | 個人、企業 |
| あらゆる場面での体罰等禁止に向けた政策提言 | 個人、企業 |
| 「体罰等を用いない子育て」の賛同者を増やす社会啓発活動 | 個人、企業 |
| 子どもの貧困問題解決 | |
| 小中高生に対する給付金提供 | 個人、企業 |
| 小中高生世代や保護者を対象としたエンパワーメント活動 | 個人、企業 |
| 小中高生世代等を対象とした意見表明活動 | 個人、企業 |
| 子どもの貧困に関する調査 | 個人、企業 |
| 子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動 | 個人、企業 |
| 子どもの貧困問題解決に向けた政策提言 | 個人、企業 |
| 子どもの貧困関連団体とのネットワーキング | 個人、企業 |
| 緊急・復興支援および災害時の心理社会的支援 | |
| 国内緊急対応事業 | |
| 国内災害時に対応する体制の整備と強化（外部ロスター及び職員を含む） | 個人、企業 |
| 関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化 | 個人、企業 |
| 防災や災害対策における子どもの保護・支援の強化に向けた政策提言 | 個人、企業 |
| 災害時における子ども・養育者に対する精神保健・心理社会的支援（MHPSS）の方法の普及 | 個人、企業 |
| 災害時における子ども・養育者に対する MHPSS の認知向上に向けた社会啓発 | 個人、企業 |
| 新型コロナウイルス緊急支援事業 | |
| 休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成 | 休眠預金 |
| 事業モニタリングと評価 | 個人、企業 |

C. アドボカシー

| 事業名 | 財源 |
|--|-------|
| 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築 | |
| —持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施政策へのアドボカシーと国内普及・啓発 | 企業・個人 |
| —「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化 | 個人 |
| —「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発、企業の実践促進 | 個人 |
| 社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充 | |
| —「東京栄養サミット 2021」に向けた栄養不良の根絶のための援助政策・支援の強化 | 助成金 |
| —COVID-19 対策の国際協調枠組、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化 | 助成金 |
| —質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化 | 個人 |
| STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）と Save Our Education（子どもたちの教育を守ろう）キャンペーンの展開 | |
| —「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー | 個人 |
| —キャンペーン・メッセージの発信と社会啓発 | 個人 |
| —人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化 | 個人 |